

平成19年度事業計画

第1 事業計画の基調

本会は、労働安全衛生法第87条に基づき、昭和58年4月1日に設立された労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントを会員とする社団法人である。平成19年度は設立25年目を迎え、また、第10次労働災害防止計画の第5年度にも当たり、労働行政の重点である「職場内のリスクを低減し、すべての働く人々の安全と健康の確保を目指して」を踏まえ、次の事項を重点として、事業の推進を図るものとする。

- 1 財政基盤の確立
- 2 地方組織の充実活性化を図る
- 3 労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度の更なる推進
- 4 公益法人改革への移行準備
- 5 労働安全衛生マネジメントシステムに係る労働安全・労働衛生コンサルタント活動の推進
- 6 研修、情報・資料提供等の充実

第2 事業計画の内容

1 会員加入の促進

- (1) 支部及び本部を通じ第34回（平成18年度）試験合格者417名（安全286名、衛生131名）に対し、入会勧奨を積極的に行うとともに、未入会者の入会促進を図る。
また、入会奨励制度を検討する。
- (2) 第2種賛助会員の入会を積極的に勧奨する。
- (3) 維持会員制度の新設を検討する。

2 研修等の充実

(1) 労働安全・労働衛生研修

労働安全・労働衛生コンサルタントに対する定例の研修会を、8月に東京、9月に大阪で開催する。

(2) リスクアセスメント研修

前年度に引き続き、厚生労働省通達（12.9.14）に基づく第7回リスクアセスメント研修を、8月に東京、9月に大阪で開催する。

(3) 登録時研修

新規登録者に対する第 14 回登録時研修を、10 月に東京及び大阪で開催する。

(4) 局所排気装置基礎研修

第 12 回局所排気装置基礎研修のカリキュラムを、労働衛生工学専門研修へ変更し、7 月に東京で(6) の講習会に引き続き開催する。

(5) 労働安全コンサルタント試験受験準備講習会

労働安全コンサルタント試験受験者のための第 19 回受験準備講習会を、6 月に大阪、7 月に東京で開催する。

(6) 労働衛生コンサルタント試験受験準備講習会

労働衛生コンサルタント試験受験者のための第 13 回受験準備講習会を、7 月に東京で開催する。

(7) 労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修

第 2 回 OSHMS 担当者研修を、10 月に東京、11 月に大阪で開催する。

(8) 計画届の免除認定制度説明会

第 2 回計画届の免除認定制度説明会を開催する。(開催地、開催月は未定)

(9) 労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度の改訂

労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度への積極的参加をめざして、生涯研修制度を全面的に改訂する。

3 情報・資料提供の充実

(1) 会報「安全衛生コンサルタント」の発行

会報「安全衛生コンサルタント」を年 4 回発行し、内容の充実を図る。

(2) 「安全衛生通信」購読者への補助

会報の速報性を補うため、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生通信」を本会の半額補助により会員希望者に月 2 回配布する。

(3) 「安衛コン資料」の発行

会員に技術情報等を提供するため、「安衛コン資料」を年 2 回以上発行し、会員に無料配布する。

(4) 「労働安全衛生コンサルタント必携（製造業編）」の改訂

必携製造業編編集委員会において改訂作業を進め、会員に実費頒布する。

- (5) 平成19年度版「労働安全・労働衛生コンサルタント試験問題集」の発行
平成19年度版「労働安全・労働衛生コンサルタント試験問題集」を5月に発行する。
- (6) 新会員のための事業活動援助制度の検討
自営業の基本である営業活動等の実習制度導入を検討する。
- (7) ホームページの充実
支部のホームページの開設を勧奨し、本部のホームページとリンクさせる。その他ホームページの内容の一層の充実を図る。
- (8) I T技術の積極的利用
Eメールを利用して本部と支部、本部と会員、支部と会員、会員相互間の迅速かつ緊密な連絡を図る。
- (9) 出版事業拡大の検討
本会が持つ専門性とデータの蓄積を活用する独自の出版事業を検討する。
- (10) その他資料の配布
「安全の指標」、「労働衛生のしおり」及び「安全衛生改善計画の樹て方」を会員に無料配布する。

4 地方組織の充実活性化

- (1) 地方組織の充実活性化対策
前年度に引き続き、地方組織活性化対策委員会において、支部設置規程等の見直しを行い、地方組織の充実活性化を図る。
- (2) 地方組織を通じての入会勧奨と生涯研修への参加奨励
地方組織を通じて、コンサルタント登録者に対し積極的に入会勧奨を行う。
また、会員に対し、生涯研修への参加を積極的に奨励する。
- (3) 地方組織主催研修会開催の勧奨
地方組織主催による研修会開催を奨奨する。
また、地方組織における研修の充実強化を図るため、生涯研修制度講師謝金助成制度の活用を図る。
- (4) ブロック会議の充実

ブロック会議開催を奨奵し、会議内容の充実を図る。

(5) 支部長会議の開催

第 16 回支部長会議を 11 月に東京で開催する。

5 労働安全衛生コンサルタント制度の普及と労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント活用の促進

(1) 「第 13 回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」の実施

「第 13 回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、第 10 次労働災害防止計画をベースとした労働安全・労働衛生コンサルタント活用の促進を図る。

また、前年度に引き続き、推進月間用のスローガンを会員から募集する。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムに係る労働安全・労働衛生コンサルタント活動の推進

「システム監査員登録制度」「システム評価員登録制度」を推進して、会員の OSHMS 構築指導又はシステム監査の活動を促進する。

また、会員を活用して、労働安全衛生マネジメントシステムの確立を図る事業場を支援できるよう定款変更を検討する。

(3) 優良安全衛生診断事例の募集

労働安全・労働衛生コンサルタント活用のメリットを一般に周知し、かつ、安全衛生診断のレベルの向上を図るため、前年度に引き続き、優良安全衛生診断事例を会員から募集する。

6 調査研究の実施

(1) 公益法人改革移行への手続き等の調査

公益法人改革移行への新法が平成 20 年 12 月に施行されるので、移行への手続き等の調査研究を進め、本会の対応について準備する。

(2) 労働安全・労働衛生コンサルタント活動等に係る実態調査の実施（3 年に 1 回）

平成 19 年度は、3 年に 1 回の定期調査の年に当たるので、より効率的な実態調査の在り方を検討し実施する。

7 行政施策への協力等

(1) 「中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進事業」の推進

イ 作業種類別危険性又は有害性等の調査マニュアル等の作成

中小規模事業場において行われる一般的共通作業について、事業場での実例を踏まえて、作業種類別危険性又は有害性等の調査マニュアル及び視聴覚教材を作成する。

- 重篤な労働災害を発生させた事業場等に対する危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断の実施

重篤な労働災害を発生させるなど労働災害防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場等に対して、危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断を実施する。

ハ 事業場における危険性又は有害性等の調査担当者の養成

中小規模事業場に対して、危険性又は有害性等の調査の実務演習を実施し、事業場における危険性又は有害性等の調査担当者の養成を行う。

ニ コーディネーターの配置

ロ及びハの事業を円滑に実施するため、各都道府県ごとにコーディネーターを1名配置する。

(2) 「計画の届出免除事業者認定制度」等への積極的協力

「計画の届出免除事業者認定制度」等に関する行政施策への積極的協力により、コンサルタント活動の促進を図る。

(3) 「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」への協力

中央労働災害防止協会が実施している「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」に協力し、参加を希望する会員コンサルタントが名簿登載を受けて小規模事業場の安全衛生診断ができるよう援助する。

(4) 都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センターへの協力

都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センターの活動に協力するとともに、これらの活動を通じて労働衛生コンサルタント業務の拡大を図る。

(5) 労働災害防止団体等との連携の強化

労働災害防止団体等と連絡を密にし、連携を強化する。

(6) 地方行政機関との連携の強化

支部を通じ都道府県労働局等地方行政機関との連携を密にし、労働安全・労働衛生コンサルタントの活用の促進を図る。

8 国際化への対応

海外派遣コンサルタントの登録を引き続き行い、JICAの労働安全衛生関係プロジェクト等に長期又は短期の専門家を派遣する。

9 表彰等

平成 19 年度通常総会の際に、賞罰規程に基づく会長表彰等を実施する。
また、災害防止団体等へ表彰候補者を推薦する。

10 労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務の実施

前年度に引き続き、労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務を、適正、確実、かつ、公正に実施する。